

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を別表のとおり公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年10月21日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間中に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

ンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。また、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

(1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

実施予定案件一覧表（業務実施契約）

（ 公示日：2013年10月21日 ）

項番	国名	案件名
1	ミャンマー	メコン国際幹線道路連結強化事業準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）

番号： 1 国名：ミャンマー 担当：東南アジア・大洋州部  
案件名：メコン国際幹線道路連結強化事業準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）  
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2013年11月下旬～2016年3月下旬

2 参加要件

海外における道路・橋梁・トンネル案件に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

・ 商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年10月28日から2013年10月30日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年10月28日から2013年10月31日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年11月11日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 11月中旬

(5) 契約交渉 : 11月下旬

5 業務の目的

2011年3月を境にした民主化への転換を機にミャンマーは経済成長を加速させており、また、2015年のASEAN統合に向け、国際標準のインフラ整備の必要性が高まっている。道路・橋梁インフラについては、限られた予算の中で建設省公共事業局が独自に、また、民間資金を活用して整備を進めているものの、特に地方部においては整備が十分に行き届いていない。特に南東部は、同国と経済的にも関係が強いタイとを結ぶところ、同地域の道路整備は喫緊の課題となっている。

ミャンマー南東部の主要幹線道路のうち、パヤジ～モーラミヤイン道路、タトン～エインドゥ道路、モーラミヤイン～エインドゥ道路は、民間資金を活用して2車線のアスファルト道路として整備、運営管理されている。これらの道路は、広域交通を担う幹線道路として利用されるだけでなく利用されるだけでなく生活道路としても重要な役割を果たしている。

タイ政府の支援で改良が行われつつあるコーカレー～ミヤワディ道路、またADBにより進められているエインドゥ～コーカレー道路の整備に伴い、パヤジ～モーラミヤイン道路、タトン～エインドゥ道路、モーラミヤイン～エインドゥ道路では交通量が急増すると予想される。現在の路肩、歩道のない道路を大型貨物車両や長距離バスが高速で通過し生活交通と混在するという交通安全上の問題発生が予見される。

タンビューザヤからタイ国境につながるスリーパゴダバスは、車両通行が困難な状況にあるが、ヤンゴン都市圏とバンコクとを連絡する最短ルートであることから、両国の国際幹線道路としての整備が期待される。

かかる背景の下、本事業は、ミャンマー南東部に位置する幹線道路（パヤジ～ダウエー道路、タトン～エインドゥ道路、エインドゥ～ミヤワディ道路、モーラミヤイン～エインドゥ道路、タンビューザヤ～パヤトズ（スリーパゴダバス））について、現地の状況、既存プロジェクトの進捗等にかかる情報を収集し、近々に事業化が必要と想定されるプロジェクト案の抽出、優先プロジェクトの選定を行い、事業の概要、概略事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国が円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

モン州、カイン州、バゴー地域、タニンダーリ地域

(2) 相手国関係機関

建設省公共事業局

(3) 業務内容

1) 関連資料・情報の収集・分析

2) インセプションレポートの作成

3) インセプションレポートの実施機関等への説明・協議

4) 本事業に関する基礎情報の収集整理

5) サイト状況調査

- 6)対象区間の選定
- 7)自然条件調査
- 8)概略設計
- 9)事業実施スケジュール策定
- 10)コンサルティング・サービスの実施計画案の策定
- 11)事業の概略事業費の積算
- 12)類似案件との概略事業費等の比較
- 13)本事業の評価
- 14)事業実施体制、運営・維持管理体制の確認
- 15)環境社会配慮に係る調査
- 16)準備調査報告書（ドラフト）の作成・実施機関への説明・協議
- 17)準備調査報告書の作成

#### 7 成果品等

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| (1) インセプションレポート    | : 2013年12月上旬 |
| (2) プロGRESSレポート1   | : 2014年 2月上旬 |
| (3) インテリムレポート1     | : 2014年 4月下旬 |
| (4) 準備調査報告書1（ドラフト） | : 2014年 6月下旬 |
| (5) プロGRESSレポート2   | : 2014年12月下旬 |
| (6) インテリムレポート2     | : 2015年 4月下旬 |
| (7) 準備調査報告書2（ドラフト） | : 2015年 6月下旬 |
| (8) 準備調査報告書        | : 2015年12月下旬 |

#### 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括 / 道路計画（評価対象予定者）
- (2) 橋梁・構造物計画（評価対象予定者）
- (3) 道路設計
- (4) 橋梁・構造物設計
- (5) トンネル計画・設計
- (6) 交通量調査 / 需要予測 / 経済分析（評価対象予定者）
- (7) 環境配慮
- (8) 社会配慮
- (9) 自然条件調査
- (10) 施工計画 / 積算
- (11) 業務調整 / 道路設計補助

#### 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。